

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

性暴力とは

- 「**性暴力**」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「**不適切な行為**」についても、皆で注意し、防止していく必要があります。

「性暴力」の例

- 身体への接触・性交など
- わいせつな言動
- ポルノ等を見せる
- のぞき、盗撮

など

「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う

など



制度の対象について（1）

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが「こども性暴力防止法」の対象になります。

公立・私立を問わず全ての事業者

が法律の対象となる
（義務対象）



- **学校**（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- **専修学校（高等課程）**
- **認定こども園** ○ **児童相談所**
- **児童福祉施設**（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- **指定障害児通所支援事業**（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- **乳児等通園支援事業**（こども誰でも通園制度）
- **家庭的保育事業等**（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- **登録一時保護委託者**

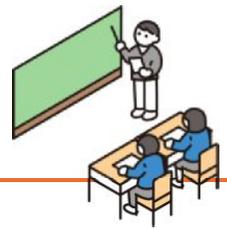
国の「認定」を受けた事業者

が法律の対象となる
（認定対象）



- **専修学校（一般課程）・各種学校**（准看護学校、インターナショナルスクール等）
- **高等学校の過程に類する教育事業**（職業能力開発校の中学卒業生対象コース等）
- **民間教育事業**（学習塾、スポーツクラブ等）
- **児童福祉法上の届出対象事業等**
指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童クラブ等、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、認可外保育施設
- **指定障害福祉サービス事業（障害児対象）**
居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業、短期入所事業又は重度障害者等包括支援事業

※認定対象となるためには条件があります。



民間教育事業とは

- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「**民間教育事業**」を制度対象として設定しています。
- **こどもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。
こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
(芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象)
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
 - ② 対面要件：こどもと対面で接すること
 - ③ 場所要件：こどもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること
 - ④ 人数要件：こどもに何かを教える者が3人以上であること

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



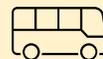
保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

法施行後の対応事項(地方自治体)

	令和9(2027)												令和10(2028)				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

- : 所轄庁
- : 学校設置者等(A)
- : 民間教育保育等事業者(B)
- : A,B共通

▲
法施行
(予定)

▲
施行後1年
(予定)

アカウント登録	新規設立があれば都度登録
犯罪事実確認	新規採用者の犯罪事実確認
	認定時現職者の犯罪事実確認(完了した旨を届出)
	施行時現職者の犯罪事実確認の分散申請
防止措置	(「おそれ」ありと判断される場合)防止措置を実施
安全確保措置	日常観察、面談・アンケートの実施、相談対応、研修の実施等
	(事案発生時)調査、児童等の保護・支援を実施
情報管理措置	情報管理規程に基づく情報管理措置の適切な実施
認定等	申請
	認定後は事業内容の変更等に応じて各種届出等
監督等	安全確保措置の実施状況等の指導監査
	定期報告※

※(学校設置者等の場合)5月末日までに、4月末日を基準日として報告。
 なお、定期報告は令和10年度から(令和10年5月末日を初回の報告期限)開始。
 (認定事業者等の場合)認定等を受けた日から1年が経過する日の前日までに、その前月初日を基準日として報告。

定期報告※

報告受領 7

2026年
12月25日
施行予定



「こども

性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・子どもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



- 学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



認定対象



- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など



対象事業

対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



- 保育従事者
- 子育て支援員研修等受講者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから**事前に行っておくことが重要です。

令和7(2025)年度

令和8(2026)年度

年内～年明け

12月

ガイドライン
策定

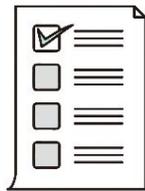
アカウント登録
開始(予定)

法施行

いまから着手が必要なこと

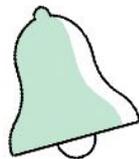
就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



こどもに接する現場で働く皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



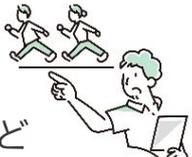
対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園 
- ・児童福祉施設 など

- ・認可外保育施設 
- ・放課後児童クラブ 
- ・学習塾、スポーツクラブ など

対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など 

- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など 

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、子どもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



子どもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**子どもに接する業務に就くことができません。**

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

子ども性暴力防止法

検索 🔍

